

令和 2 年度 監査 計画

令和 2 年度監査計画

近年、地方分権が進められ自治体の権限と責任が高まる中で、自治体が市民に対する説明責任を果たす一環として、監査を通して行政運営の公平性、公正性、透明性、効率性の向上に努める。そのため、①監査項目及び着眼点に抵触するものについて指摘するだけでなく、改善の方向を示す、②全庁に共通する事務について業務プロセスの制度化やルールの改善の方向を示す、③庁内からの相談に迅速、的確に対応するとともに、改善を支援し、ルールの浸透を図るといった監査等とともに、④伝わる監査等を充実させていく。

1 財務定期監査

[基本方針]

地方自治法第 9 章の財務事務及び経営に係る事業の管理の中から監査を実施する。全局室区を原則として 3 年で一巡する。

(1) 局別財務定期監査

- ① 実施時期 …… 8 月～3 月 2 期に分けて実施する。
- ② 対象とする事務 …… 次の局室区における主として令和元年度及び 2 年度の実査日まで執行した事務

<第 1 期：8 月～12 月>

- 危機管理室
- 行財政局 (全課 (税務部を除く), 職員研修所)
- 福祉局 (障害福祉課、障害者支援課、障害者福祉センター、障害者更生相談所、さざんか療護園、発達障害者支援センター)
- 区役所 (保健福祉部(障害福祉関連), 北神区役所及び北須磨支所の保健福祉課(障害福祉関連))

<第 2 期：8 月～3 月>

- 文化スポーツ局 (スポーツ企画課, 国際スポーツ室, 文化交流課)
- 福祉局 (介護保険課, 国保年金医療課)
- 区役所 (総務部保険年金医療課, 保健福祉部(介護保険関連), 北神区役所及び北須磨支所の市民課(介護保険、国保年金関連))
- 建設局
- 港湾局
- 区役所 (東灘区, 中央区の総務部 (保険年金医療課を除く)。)

2 工事定期監査及び出資団体工事監査

〔基本方針〕

工事に関する計画，設計，積算，施工並びに検査などが適正に行われているかについて，土木関係は2年周期，建築・設備関係は工事の多い局は1年，その他の局及び出資団体は2年周期で監査を実施する。

- ① 実施時期 . . . 5月～3月 2期に分けて実施する。
- ② 対象とする工事 . . . 次の対象局〔団体〕における契約金額250万円以上で，監査着手前1年間に工期のかかるもの（工事請負，製造請負及びその他請負による土木工事，建築工事，設備工事及び設備管理）

<第1期：5月～9月>

- 危機管理室
- 環境局
- 建設局
- 都市局
- 建築住宅局
- 港湾局
- 水道局
- 交通局
- (公財)神戸市公園緑化協会
- (一財)神戸すまいまちづくり公社
- (株)OMこうべ
- 雲井通5丁目再開発(株)
- 神戸交通振興(株)

<第2期：10月～3月>

- 企画調整局
- こども家庭局
- 建設局
- 建築住宅局
- 消防局
- 神戸市道路公社
- 神戸新交通(株)

3 行政監査

[基本方針]

一般行政事務の執行につき、事務が適正に行われているかだけでなく、経済性、効率性及び有効性（3E）の観点から、テーマに沿って財務定期監査の着眼点に設定して監査を実施する。

- ① 実施時期 . . . 9月～3月
- ② 監査テーマ . . . 「神戸市役所改革方針及び実施施策の取組が適切に実施されているか」
- ③ 対象とする局室区 . . . 財務定期監査の対象となる局室区を対象とする。

4 財政援助団体等監査

[基本方針]

市が財政援助を行っている団体等の、主として令和元年度の事務執行を対象として監査を実施する。併せて、所管局の当該団体に対する指導監督が適切に行われているかについても、監査を実施する。概ね7年で一巡する。＜第1期：9月～12月，第2期：9月～3月＞

(1) 出資団体監査（事務）

[基本方針]

出資団体に対し、当該出資に係る出納その他の事務の執行が、当該出資の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 . . . 9月～3月
- ② 対象とする事務 . . . 下記団体における主として令和元年度執行の出納その他の事務
 - （公財）こうべ市民福祉振興協会 (第1期)
 - （株）神戸サンセンタープラザ (第1期)
 - 神戸高速鉄道（株） (第1期)

(2) 財政的援助団体監査

[基本方針]

財政的援助を与えている団体に対し、当該財政的援助に係る出納その他の事務の執行が、当該財政的援助の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 . . . 9月～3月
- ② 対象とする事務 . . . 下記団体における主として令和元年度執行の当該財政的援助に係る出納その他の事務
 - （公財）こうべ市民福祉振興協会（再掲） (第1期)
 - （社福）洗心会 (第1期)

(3) 公の施設の指定管理者監査

〔基本方針〕

公の施設の指定管理者に対し、当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が、当該公の施設の指定管理の目的に沿って行われているかを主眼として、監査を実施する。

- ① 実施時期 …… 9月～3月
 ② 対象とする事務 …… 下記団体における主として令和元年度執行の当該管理業務に係る出納その他の事務

| 指 定 管 理 者 | 施 設 名 | 実施時期 |
|---------------------------|--------------------|-------|
| マックアース・東急コミュニティー・六甲技研グループ | ・自然の家 | (第1期) |
| (社福)神戸明輪会・(社福)新緑福祉会共同事業体 | ・東部在宅障害者福祉センター | (第1期) |
| タイムズグループ共同事業体 | ・花隈駐車場 ・舞子駅前駐車場 | (第2期) |
| 神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体 | ・北神戸田園スポーツ公園 | (第2期) |
| 日本管財(株) | ・市営住宅等(東部) | (第2期) |

5 決算審査及び基金運用状況審査

〔基本方針〕

決算書及び決算附属書類が適正に作成されているかについて審査するとともに、予算の執行並びに事業の経営が適正かつ効率的に行われているかについて審査する。なお、新地方公会計の統一的な基準による財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）については、勘定科目の対象範囲、計上時期に差があるため、この差を確認しているが、引き続き数値の決算審査への活用を検討していく。

また、特定の目的のために定額の資金を運用するための基金について、基金運用状況報告書等が適正に作成されているかについて審査するとともに、基金が目的に応じ適正かつ効率的に運用されているかについて審査する。

(1) 公営企業会計決算等審査

- ① 実施時期 …… 5月～8月

② 審査対象

- 下水道事業会計（下水道事業基金を含む。）
- 港湾事業会計
- 新都市整備事業会計
- 自動車事業会計
- 高速鉄道事業会計
- 水道事業会計
- 工業用水道事業会計

(2) 一般会計決算等審査

① 実施時期 …… 5月～8月

② 審査対象

一般会計

特別会計（12会計）

- | | |
|-------------------|--------------|
| ○ 市場事業費 | ○ 農業集落排水事業費 |
| ○ 食肉センター事業費 | ○ 市街地再開発事業費 |
| ○ 国民健康保険事業費 | ○ 市営住宅事業費 |
| ○ 農業共済事業費 | ○ 介護保険事業費 |
| ○ 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費 | ○ 後期高齢者医療事業費 |
| ○ 駐車場事業費 | ○ 公債費 |

(3) 基金運用状況審査

① 実施時期 …… 5月～8月

② 審査対象

- 都市整備等基金

(4) 魚崎財産区決算審査

① 実施時期 …… 7月～8月

6 健全化判断比率等審査

[基本方針]

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「健全化法」という。）に基づき算定された健全化判断比率（実質赤字比率，連結実質赤字比率，実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率について，適正に算定されているかを審査する。

① 実施時期 …… 5月～8月

7 内部統制評価報告書審査

[基本方針]

令和2年4月1日に施行される改正地方自治法に基づき、長による内部統制に関する方針が策定され、4月より内部統制体制の運用が開始される。長が作成する内部統制評価報告書について、長による評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備にあたるかどうかの判断が適切に行われているか審査する。内部統制の実施状況については、定期監査と連携を図りながら、内部統制評価報告書審査を開始し、令和3年度に公表が予定されている長が内部統制の整備状況及び運用状況について評価を行い作成する内部統制評価報告書に対して、令和3年度に監査委員の意見を付す。

8 例月出納検査

[基本方針]

会計管理者及び公営企業管理者の行う現金（預金、有価証券を含む）の出納事務が適正に行われているかを検査する。

- ① 実施時期 ・ ・ ・ 4月～3月の毎月
- ② 検査対象
 - 会計管理者所管の現金出納事務
 - 交通事業管理者所管の現金出納事務
 - 水道事業管理者所管の現金出納事務
- ③ 主な着眼点
 - 会計諸帳簿の計数の確認
 - 預金証書等の保管，在高確認
 - 保有債券の増減確認
- ④ 担当職員
 第1課，第2課の職員